

令和八年二月  
第三百二十五回定例会

青森県議会予算特別委員会記録  
第三号

三月十六日(月)午前十一時開始

開催場所 西棟大会議室

出席委員 二十一名

委員長 夏堀浩一

副委員長 菊池勲

森内之保留 工藤兼光

伊吹信一 山谷清文

花田栄介 木明和人

吉俣洋 鶴賀谷貴

工藤悠平 井本貴之

小笠原大佑 斉藤孝昭

吉田ゆかり

欠席委員 一名

和田寛司

山田知

安藤晴美

大崎光明

成田陽光

高畑紀子

大平陽子

出席事務局職員

議事課長 角田正人 総括主幹 飛内健

総括主幹 下村恭子 総括主幹専門員 中野弥寿喜

主幹 山口友一 主査 岡崎正博

主査 中畑祥将

出席説明員

副知事 小谷知也

副知事 奥田忠雄

財務部長 千葉雄文

総合政策部長 後村文子

子ども家庭部長 若松伸一

交通・地域社会部長 船木久義

環境エネルギー部長 豊島信幸

健康医療福祉部長 守川義信

農林水産部長 成田澄人

県土整備部長 新屋孝文

危機管理局長 築田潮

教育長 風張知子

○夏堀委員長 ただいまから予算特別委員会を開きます。

◎質疑 継続

○夏堀委員長 質疑を継続いたします。

安藤晴美委員の発言を許可いたします。——安藤委員。

○安藤委員 おはようございます。日本共産党の安藤晴美です。

それでは、質疑をさせていただきます。

議案第一号「令和八年度青森県一般会計予算案」について、一つ目、

歳入一款十一項一目「核燃料物質等取扱税」についてです。

県は、法定外普通税として、平成三年から青森県核燃料物質等取扱  
税条例を制定し、実施期間五年ごとに更新し、原子燃料サイクル施設、

原子力発電所に対し、核燃料物質等取扱税を課税し、令和六年より使用済燃料中間貯蔵施設も課税対象に追加しました。事前の聞き取りで、事業者は年四回にわたり申告に基づく申告納付がされる仕組みと聞きました。令和八年度の予算額を四・一％増の二百六十七億四千四百万円としました。

そこで、令和八年度当初予算案における核燃料物質等取扱税の金額が対前年度比で四・一％増加した理由についてお伺いいたします。

○夏堀委員長 財務部長。

○千葉財務部長 令和八年度当初予算案における核燃料物質等取扱税の税収見込額でございますが、事業者から聴取いたしました事業計画を参考に算定した結果、対前年度比四・一％増の二百六十七億円余を計上したところでございます。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 令和六年度からむつ中間貯蔵施設に使用済核燃料が搬入され、令和七年度は二基搬入され、リサイクル燃料貯蔵株式会社の貯蔵計画によると、令和八年度は五基六十トンとなっております。令和七年と比較すると三基分増えることとなりますが、これが核燃料物質等取扱税の増の理由の一つと見てよろしいでしょうか。

○夏堀委員長 財務部長。

○千葉財務部長 委員からお話のあった事業者の公表している計画につきましては承知しておりますが、税収見込みの基礎とした特定法人の事業に関する内容につきましてはお答えを差し控えてさせていただきます。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 むつ市は、貯蔵量が当初の予定五千トンに届かず、四千から四千五百トンとなれば、最大四十九億円の減収となると試算している。むつ市議会特別委員会では答弁していますが、課税率が青森県と同じ一キログラム六百二十円としているむつ市の試算ですので、青森

県でも同様の試算を出しつつ予算を計上しているのか伺います。

○夏堀委員長 財務部長。

○千葉財務部長 むつ市におきまして減収の試算を行っているということは新聞報道等で承知しております。

県の核燃料物質等取扱税条例は、社会経済情勢の変化等に対応するため、先ほどお話もありましたけど、五年ごとの課税期間で更新してきております。このことから、事業者の中長期計画に基づく減収の試算は県としては行っておりません。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 再処理工場には海外からの返還分や東海再処理施設での発生分のガラス固化体約二万七千本が貯蔵されており、一本につき二百九十七万三千三百円の税率となっておりますが、これらの本数を想定した予算案となっているのか、それとも貯蔵量の増を見込んだ予算案となっているのか伺います。

○夏堀委員長 財務部長。

○千葉財務部長 繰り返しになって大変恐縮ではございますが、税収見込みの基礎といたしました特定法人の事業に関する内容につきましては、地方税法第二十二条、職務上知り得た秘密に該当するため、お答えは差し控えていただきたいと思います。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 公にはできないけれども、事業者から示された情報を基に予算案の数値を出していると思えます。

次の質問ですが、令和八年度当初予算案における核燃料物質等取扱税の県税収入総額に占める割合について伺います。

○夏堀委員長 財務部長。

○千葉財務部長 令和八年度当初予算案におけます核燃料物質等取扱税の県税収入総額に占める割合は約一六％となっております。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 リサイクル燃料貯蔵株式会社の貯蔵計画によると、令和九年七基、令和十年九基とし、計画どおりに貯蔵が進み、また、二〇二六年度中の竣工を目指す核燃料再処理工場がそのとおりに本格稼働すれば、ガラス固化体が着実に増えていき、税収が増え、核燃料物質等取扱税の県税収入総額に占める割合は年々高まることとなります。原発マネーがなければ県政を動かすことができない原発マネー依存体質はますます高まっていきます。

福島県は、二〇一一年の原発事故前、青森県と同じように、県及び立地・周辺自治体に対し、国からの電源立地促進対策交付金や東京電力からの固定資産税などで長年にわたり多額の原発マネーを得ており、その額、約四十年間で約三兆円といえます。一たび事故が起きれば、その原発マネーによって造られた建物も住民サービスも吹き飛んでしまい、豊かなふるさと、県民の財産まで奪う結果となりました。このことを肝に銘じて、真の県民の幸せを願い、原発マネーに頼らない原発、核燃ノーと言える県政にするよう求めます。

次の質問です。歳出七款三項四目「原子力立地対策費」、核燃料物質等取扱税交付金についてです。

最初に、核燃料物質等取扱税交付金の概要について伺います。

○夏堀委員長 環境エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 青森県核燃料物質等取扱税交付金は、東京電力福島第一原子力発電所の事故等を契機に、県として、原子力関連市町村における地域振興の取組はもとより、防災、安全対策に係る取組の必要性等を総合的に勘案し、原子力施設の立地及び周辺十五市町村を交付対象として、平成二十四年度に制度を創設いたしました。

令和六年度には、立地・周辺市町村に対する交付を定額から定率に変更するとともに、立地・周辺以外の市町村に対しても、核燃料物質等取扱税の全県配分を明確にするため、それまでむつ小川原地域・産業振興財団を通じた補助金を本交付金に取り入れることとしたところ

でございます。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 福島原発事故を受けて、不安な立地自治体や、その周辺自治体等に対して、国が思いやるといいますか、我慢してくれというような中身なんだと思います。

令和五年までのむつ小川原地域・産業振興財団を通しての補助金から核燃料物質等取扱税を原資とする交付金となり、立地・周辺市町村分は令和五年度までの定額三十億円から税収の一八％、約四十五億円となり、それ以外の市町村分は総額四・九億円から総額七・五億円とそれぞれ増額していますが、その理由について伺いたいと思います。

○夏堀委員長 環境エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 核燃料物質等取扱税交付金を原資として行っております本交付金でございますが、立地・周辺市町村ごとの配分に当たりましては、まず、立地市町村分の総額、それから、周辺市町村分の総額の割合を一對一としております。その上で、市町村間の配分につきましては、均等割や人口割、財政力割などに応じて配分しております。

そして、その他の自治体の金額が四・九億円から七・五億円に増えた理由でございます。先ほど申し上げました立地及び周辺市町村の総額が令和六年度の制度改正におきまして、前年度に比較しまして約一・五倍程度の増となっております。原子力施設の立地・周辺以外の二十五市町村分の総額についても同様に従来の補助金の一・五倍程度に増額し、七・五億円としたものでございます。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 核燃料物質等取扱税交付金はどのような取組に活用されているのか伺います。

○夏堀委員長 環境エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 この交付金は、原子力発電施設等の立地

に伴う県内市町村の地域の振興と災害からの地域住民の安全確保等を図る交付金でございます。

その活用内容でございますが、公共用施設に係る整備、維持補修または維持運営等、企業導入・産業活性化、それから福祉対策、地域活性化、防災・安全対策などに活用することとされておりあります。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 立地・周辺市町村分十五自治体への四十五億円と立地・周辺市町村分以外二十五自治体への七・五億円の配分はどのようなようにされるのか伺います。

○夏堀委員長 環境エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 立地・周辺市町村ごとの配分に当たりましては、まずは立地市町村分の総額と周辺市町村分の総額の割合を一对一とした上で、市町村分の配分については均等割や人口割、そして財政力割で配分してございます。立地・周辺市町村以外の市町村分につきましては、均等割を基本としつつ、合併前の市町村数等も加味しながら、現在、交付しているところでございます。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 立地・周辺自治体も、そうでない自治体も、全てが核燃料物質等取扱税交付金を受け取り、防災、安全対策の必要のない自治体までも地域振興として二千万円を超える交付金が入り、事業そのものは喜ばれているものもあります。しかし、財源はあくまで原発マネーであり、どんなに危険であっても協力せざるを得ない体制づくりと言わざるを得ません。原発、核燃の問題に背を向け、逆に第二の安全神話となりかねません。

先日、事故後十五年目のNHK「クローズアップ現代」で、事故後二年目に亡くなられた福島第一原発の吉田元所長が事故一年後に壮絶な現場で事故対応に当たられた様子を語る姿が初めて映し出されました。その中で、最悪と言える事態のときのことを次のように語り

ました。格納容器の圧力がゼロになり、つなぎ目から気体が抜け圧力が下がった。意図せず起きたことで、この天の助けがないと、もつとひどいことになった。東日本壊滅の危機は免れたと語りました。この天の助けがなかったら、私たちもここでこうして暮らせていなかったかもしれないのです。

核燃料化学が御専門の舘野淳元中央大学教授は、軽水型発電炉は、安全装置を多少追加したくらいでは事故を防ぐことができない。基本的に危険なもの。原子力に携わった人間として、それを多くの人に知ってほしいと語っておられます。第二の福島になることを避けるためにも、核燃料物質等取扱税交付金を交付せずに済む青森県となることを強く求めます。

次に、歳出三款二項一目「児童福祉総務費」、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の内容等について。

青森県は学校給食費や医療費が全市町村で無償化となっていることは本当にすばらしいことであり、子育て世代の方々が声を上げ、県を動かし、学校給食費無償化等子育て支援事業につながったと思います。私自身も四人の子育て時代は、どちらも切実な願いであり、女性団体で運動を重ね、市議の時代から声を上げ続けてきました。こうした長年の運動や都道府県からの声が国を動かし、このたびの国の小学校の給食費無償化につながったと考えます。

青森県は、小学校の給食費無償化のために交付される、その十三億九千二百八十四万円を、既に国によって無償化されている三歳から五歳を除くゼロ歳から二歳の保育料無償化の財源とするための保育料無償化等子育て支援市町村交付金を交付する提案がなされました。しかし、既に保育料無償化を二十二市町村で実施されています。

そこで、保育料の無償化を既に実施している市町村は拡充分の交付金を活用できるのかお伺いします。

○夏堀委員長 奥田副知事。

○奥田副知事 保育料の無償化を既に実現している市町村においても拡充分の交付金は活用できませんので、さらなる子育て費用の無償化に取り組んでいただきたいと考えています。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 保育料無償化等子育て支援市町村交付金は、あくまで国の小学校の給食費無償化のための費用を充てるため、市町村の保育料の無償化実現に必要な財源としては不足分が出るのが考えられ、市町村の財源で補わなければならないことも予想されます。

そこで、全県的な保育料の無償化の実現に向けて、さらなる支援が必要と考えますが、県の考えを伺います。

○夏堀委員長 こども家庭部長。

○若松こども家庭部長 県では、保育料をはじめとした子育て費用の無償化については、全国一律の制度として国が行うべきとして、これまで国への重点施策提案や全国知事会をはじめとする様々な機会を通じて国に提案、要望してきたところです。

県としては、今後とも国に対して強く働きかけていくとともに、国におけるゼロ歳から二歳児までの保育の支援等に関する検討状況や、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の拡充分等を活用した県内市町村の取組状況等を確認しながら、引き続き支援について検討していきます。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 全ての市町村で保育料の完全無償化となるよう、県としてのさらなる支援が進み、加えて各市町村で行う創意工夫したその他の子育て事業の無償化が進めば、経済的理由で子供の産む数を制限している御夫婦にとっては大きな励みになるに違いありません。今後もし市町村と連携した子育て支援策の取組を続けるよう求めます。

次に、歳出四款四項二目「医務費」、看護師等修学資金貸付金の内容についてです。

看護師の人手不足は深刻で、二〇二五年には最大約二十七万人が不足すると推測されています。有効求人倍率は二倍台で推移し、病院の七五%が不足を感じており、一方で約七十万人の潜在看護師が存在する構造です。主な理由は、過重労働、人間関係、離職率の高さが挙げられています。そうした看護師不足を背景に、看護師を志す看護学生に対する修学資金事業の充実が欠かせません。

そこで、看護師等修学資金貸与事業の概要について伺います。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、県内の医療施設等において看護師等として従事しようとする看護学生に対し、修学に必要な資金を貸与し、卒業後、県内の医療施設等に一定期間従事した場合に返還を免除することにより、将来的に県内で従事する看護師等を増やすことを目的として実施するものでございます。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 看護師等修学資金貸与事業の拡充がなされていますが、その拡充内容について伺います。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、令和六年度から新規貸与者枠をそれまでの二十五人から百四十六人へ大幅に拡充したほか、被貸与者に大学や高等学校看護専攻科に在学する学生を加え、県内全ての看護学生を貸与の対象といたしました。

また、返還免除の対象となる施設の要件を撤廃し、県内全ての病院、診療所のほか、介護関係施設等を返還免除の対象とする等の拡充を行いました。

さらに、令和七年度から連帯保証人の県内居住要件を廃止し、より活用しやすいよう見直しをしております。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 大変思い切った拡充をされましたので、この貸与事業の

恩恵を受けられる学生たちが着実に増えていると思えます。

令和六年度から新規貸与者数を二十五人から百四十六人と大幅に拡充しましたが、令和六年度と令和七年度の貸与実績についてお伺いします。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 まず、令和七年度でございしますが、新規貸与が百二十八人に対し四千六百六十一万四千円、継続貸与が百二十一人に対し四千五百七十七万二千元、合計二百四十九人に対し九千七百七十八万六千円の見込みとなっております。

なお、令和六年度にしましては、新規貸与者が百四十一人でございまして、貸与額が五千三百四十二万四千円となっております。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 広げた百四十六人に迫る数の学生が利用しているということが分かります。

県内の看護師不足の解決につながるよう、当事業の周知方法もぜひ工夫していただき、令和八年度事業の状況を検証し、必要であれば、さらなる拡充も視野に入れていただくよう要望いたします。また、夜勤や長時間労働、慢性的な人手不足による苛酷な労働環境と、閉鎖的な職場での人間関係の悩みなどで看護師の離職率が高いという問題もありますので、ぜひそうした問題についても、解決に向けてより一層の取組を要望いたします。

次の質問です。歳出四款四項二目「医務費」、病院内保育所運営費補助の内容等についてです。

不足がちな看護師を子供ができて継続して勤務できるようにするために、就学前の子供を院内の保育所に預けて働けるようにする病院内保育所は欠かせません。

そこで、本事業の内容についてお伺いします。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、医師及び看護師等の医療従事者が働きやすい職場環境を整備し、医療従事者の離職防止及び再就職を促進すること等を目的として、医療機関を設置する特定の法人等が行う病院内保育所の運営に要する経費を支援するものです。

令和八年度は、九医療機関の利用を見込み、所要の予算を計上しています。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 九医療機関が活用していることですが、その病院内保育所で働く保育士の平均月給と平均年収について分かれば伺いたいと思います。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 病院内保育所の保育士の平均月収や平均年収につきましては、データがございませんので把握していませんのでございます。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 いろいろ調べてみましたら、病院内保育所の保育士の平均月給は十六万円から二十八万円と言われています。一般保育所の保育士の給料は平均二十六万円から二十七万円、平均年収約四百万円から四百六万円とされていて、他産業の五百万円超と比べても低いのですが、病院内保育所保育士の給料はさらに低くなっています。ぜひ引き上げられるような取組を求めたいと思います。

次の質問は、本事業の過去三年間の当初予算額の推移についてお伺いします。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業の直近三か年の当初予算額は、令和六年度が千六百五十九万円余、令和七年度が三千三百八十八万円余、令和八年度が四千七百八十四万円余となっております。

増額の理由といたしましては、令和七年度に補助率を三分の一から

三分の二に拡充したことに加え、令和八年度当初予算案では、補助金額の算定に用いる保育士配置に係る標準単価を一人当たり月額十八万円から約二十四万円に増額したことによるものでございます。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 保育士に関わる単価を十八万円から二十四万円に引き上げたということですので、それなりの改善が図られているということが分かりました。

病院内保育所は、夜勤による不規則な生活リズムや医療従事者である保護者の都合に合わせた急な残業、シフト変更などの変動がある一方で、行事が少なく、残業がほとんどない施設もあり、一般的な保育園より負担が少ないという側面もあるようです。病院内保育所がスムーズに運営できるように、そこで働く保育士の賃金や働く条件もさらに改善できるように県の取組を求めたいと思います。

次の質問です。歳出四款四項二目「医務費」、分娩取扱施設緊急支援事業費補助の内容等についてです。

青森県における分娩施設は、少子化や産婦人科医の高齢化、不足により、ここ五年で急速に減少しており、分娩可能な施設がない分娩空白地域が拡大しています。特に開業医の減少が深刻で、分娩は弘前、青森、八戸の三市の病院への集約化が進んでいます。

そのような中、現在分娩を取り扱っている施設がこの先も安定して分娩可能な施設として展開していただくことは大変重要なことだと思います。

そこで、本事業で支援対象となる施設と支援内容についてお伺いします。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、分娩取扱件数の減少などにより経営的に厳しい状況にある分娩取扱施設を支援することで、分娩取扱機能を維持し、出生数が減少する中でも、地域で子供を安心して

て産み育てることのできる周産期医療体制を確保するため実施するものです。

支援対象となるのは、令和六年度における分娩取扱件数が前年度から五%以上下回っている施設で、減少割合に応じ、八百七十万円を上限に運営費の一部を支援することとしています。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 その支援施設数についてもお伺いいたします。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 県内の分娩取扱施設数に関しましては、令和八年三月一日現在で二十一施設ありますが、このうち、既存の国庫補助制度のある周産期母子医療センター四施設と令和八年度当初予算で計上している地域連携周産期緊急支援事業費補助の対象となる四施設を除いた十三施設を支援対象として見込んでいます。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 この補助金の使い方は、産婦人科医の手当に対する補助などと定められているのでしょうか、それとも使い道は施設側が決めることができるのか伺います。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 支援の対象となりますのは、分娩取扱施設の運営に必要な医師、助産師、看護師の基本給、手当、謝金、また、社会保険料とされています。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 私は弘前で四十年ほど前、四人目の子を出産しましたが、当時、四つの総合病院のほか、産婦人科医院なども多くありましたが、どこもいっぱい、出産できる場所を確保するのに一苦労しました。しかし、今は、冒頭お話ししたように、県内全体で分娩できる場所そのものが少なくなり、特に三市以外の妊婦さんは安心して分娩できる施設を確保するのに大変苦労されていると思います。妊婦の方が遠方

から通わざるを得ない場合の通院支援や宿泊支援などの充実も併せて図ることを求めたいと思います。

次の質問です。歳出六款二項二目「りんご生産対策費」、青森りんご総合戦略推進事業の取組についてです。

青森県は二〇四〇年に向けて、生産量四十万トン以上、販売額千八百億円以上を確保する青森りんご総合戦略を制定しました。担い手不足や気候変動に対応し、生産の高度化、販売力の強化、経済波及の拡大の三本柱で、夢を持って働ける、稼げる魅力あるりんご産業を目指しますとしています。本県の基幹産業であるりんご生産に向けた県の意気込みが感じられる戦略だと思えます。

しかし、生産現場からは、この間の夏の猛暑、冬の雪害、鳥獣害被害などにより大きな被害を被り、生産量が減れば、おのずと価格が上がり、生産者の手取りは何かとこいっこいっこという状況であるが、販売業者は数量が減り、価格の高止まりで大変苦労されているなどの声が寄せられています。そうした状況を視野に入れた総合戦略の検討も必要なのではないかとも感じています。

そこで、本事業の目的と取組内容についてお伺いします。

○夏堀委員長 小谷副知事。

○小谷副知事 本事業は、昨年九月に策定した青森りんご総合戦略に掲げる夢を持って働ける、稼げる青森りんご産業の実現に向け、実効性の高い取組を持続的に展開するため、戦略の進行管理を目的といたしております。

取組内容としては、産学官金の有識者で構成する青森りんご総合戦略検証会議を新たに設置し、総合戦略に掲げる取組の進捗状況や目標の達成状況を検証するとともに、会議の構成員が有する専門的な知見等を基に、取組をブラッシュアップしていくものと考えています。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 十分検証しながら進めていただきたいと思います。後継

者不足、放任園の拡大など、りんご生産の環境は厳しい局面も横たわっています。こうした事態にどう対処して生産量の目標を実現しているのか、関係団体、市町村などと十分な意見交換を交わしながら取り組んでいただくよう要望いたします。

次の質問です。歳出十款一項四目「教職員人事費」、学校図書館活動支援事業の取組についてです。

学校司書の配置は、児童生徒の探究的な学びや読書活動をサポートしてくれる大切な存在であり、専門性に基づいた図書館の環境整備、授業支援、読書指導を行い、授業で使える資料の準備など、教員の教材研究をサポートすることもできます。また、常に図書館が開いていることで、子供にとって安心できる心の居場所となり、本を通じた情緒の安定や成長を支える場所にもなります。二〇一四年の学校図書館法の一部改正で、学校司書が法に明記され、学校司書の配置が進んでいます。

そこで、本事業の概要についてお伺いいたします。

○夏堀委員長 教育長。

○風張教育長 学校図書館活動支援事業は、授業等で学校図書館を積極的に活用し、生徒の思考力、判断力、表現力や情報活用能力の育成を支援するため、専ら学校図書館の職務に従事する学校図書館サポーターを県立高等学校に配置するものです。

本事業は平成二十八年度から実施しており、令和八年度は県立高等学校十一校に配置することとしております。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 十一校に配置の予定ということですが、学校司書の労働形態と採用の条件としての資格の有無はどのようなになっているのか伺います。

○夏堀委員長 教育長。

○風張教育長 学校図書館サポーターの勤務時間については、年間七

百時間以内で勤務を割り振りする非常勤の会計年度任用職員です。

なお、資格については、制度上の定めはありません。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 学校司書が専門職としての役割を果たすためには、正規職員あるいは正規職員に近い職員配置で、司書資格や文部科学省が定めた学校司書モデルカリキュラム修得を要件とすることが必要です。ぜひとも、そのような内容に改善していくことを要望いたします。

次に、学校図書館サポーター、いわゆる学校司書の配置校数の推移についてお伺いします。

○夏堀委員長 教育長。

○風張教育長 県立高等学校における学校図書館サポーターの配置校数は、事業開始時の平成二十八年年度から平成三十年年度まで六校、平成三十一年度から令和三年度まで八校、令和四年度から令和六年度まで十校、令和七年度は十一校となっています。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 三年ごとに一名から二名の学校司書を増やしていますが、三年たつと、せっかく配置された学校司書がいなくなるという状況です。学校図書館の環境整備はある程度できて、その他の役割は、いなくなることでゼロになってしまいます。今のペースで増やしていくと、四十六校全ての県立高校に配置するのあと十年はかかります。ぜひとも法律に明記された大切な学校司書を専門職として全ての県立高校、特別支援学校に配置するよう求めたいと思います。

次の質問です。歳出十款二項一目「小学校費」及び歳出十款三項一目「中学校費」、あおりっ子育みプラン21事業についてです。

本県においては、国に先駆け、あおりっ子育みプラン21事業を進めてきたことで、小学校、中学校の全ての学年で三十三人以下の学級となりました。しかし、小学校では、学年一学級は分割せず非常勤講師を配置という仕組みになっているため、国基準の一クラス三十五

人の場合は二クラスにせず、三十六人になった場合に初めて二クラスにするという仕組みになっています。教員の多忙化を防ぎ、目の行き届く三十三人以下の少人数にするために、三十四人になった場合には二クラスにするようにすべきと考えます。

よって、本事業による少人数学級編制をさらに拡充するべきと考えますが、県教育委員会の見解についてお伺いします。

○夏堀委員長 教育長。

○風張教育長 本県では、公立小・中学校を対象に、きめ細やかな学習指導や生活指導を行うため、平成十四年度から国の標準を下回る少人数学級編制を実施しており、令和六年度から小・中学校全学年で実施しています。

少人数学級編制については、第一義的には国の責任において実施されるべきものと考えており、これまでも全国都道府県教育長協議会を通じて拡充について国に要望しています。

また、少人数学級編制等の拡充について、昨年五月には本県の重点施策提案として、昨年十二月には青森県議会議長と青森県教育委員会教育長との連名により国への要望活動を行ったところであり、引き続き国へ要望してまいります。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 一義的に国がやるべきという主張はよく分かります。しかし、青森県教育委員会は、国に先駆けてあおりっ子育みプラン21事業を進めて、三十三人学級を実現させてきました。青森県小中学校教頭会でも、あおりっ子育みプラン21による少人数学級編制については、学級経営の改善及び学習指導上や生徒指導上の効果に関し、学校などから高い評価を得ているとされています。ぜひとも今までの取組をさらに発展させて、学年一学級は分割しないというところを拡充するよう求めたいと思います。

次の質問です。議案第十号「令和八年度青森県国民健康保険特別会

計予算案」、歳入一款一項一目「国民健康保険事業費納付金」についてです。

国民健康保険料の都道府県単位化により保険料水準が県内で統一される方向に向かうため、これまで市町村独自に保険料を低く抑えていた地域で保険料が大幅に引き上げられる可能性が懸念されます。

そこで、令和八年度納付金の算定状況についてお伺いします。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 令和八年度国民健康保険事業費納付金を算定した結果、県が市町村から徴収する県全体の納付金総額は約三百三十五億一千万円となり、前年度の約三百五十二億三千万円と比較して、約十七億二千万円の減となっています。

また、被保険者一人当たりの納付金額は十四万四千九百八十九円で、前年度の十四万五千二十八円と比較して三十九円の減となっています。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 減っていることは大変歓迎することではありますが、その減った理由についてお伺いします。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 国民健康保険事業費納付金は、県国民健康保険特別会計の主たる収入源であり、同特別会計の一年間の支出を賄えるよう設定する必要があることから、支出の大部分を占める医療給付費の動向に大きく影響されます。

令和八年度は、診療報酬の大幅な増額改定により診療費の増加が見込まれ、納付金総額も増加する見込みでしたが、負担増を緩和するため、県の財政安定化基金を二十八・二億円活用したことにより、納付金総額が前年度比で減少する結果となったものです。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 市町村の国保料の状況について幾つか実態を伺いたいんですが、保険料軽減目的の一般会計からの繰入れを行っている自治体

は現在あるのか、また、国保の滞納世帯数について、直近の数字が出ている年度の多い順に三自治体の状況を伺いたいと思います。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 まず、一般会計から繰入れしている自治体があるのかについてでございますが、一般会計から国保特別会計への法定外繰入金につきましては、国保料の減免額に充てるための繰入れは行われておりません。

続きまして、直近の市町村国保の滞納世帯数が多い市町村三つほどこかという御質問でございますが、令和六年六月一日現在の保険料滞納世帯数は一万六千二百二十二世帯でございます、多い順に八戸市、青森市、弘前市となっております。滞納世帯の割合で見ますと、風間浦村が最も多く、次いで佐井村、むつ市となっております。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 国保財政が非常に厳しい状況の中、構造的な赤字があるため、国が抜本的に国庫負担を増やし、公的責任を果たすべきだと考えます。

次に、子ども・子育て支援金制度の創設により、納付金の算定にどのような影響があるのか伺います。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 平成三十年度の国保制度改革により、県は財政運営の責任主体となり、市町村が行う保険給付に必要な費用の全額を市町村に交付するため、毎年度、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収しております。

令和八年四月から創設される子ども・子育て支援金制度によって、県は従来的一般納付金、後期高齢者支援金等納付金、介護納付金に加え、新たに子ども・子育て支援納付金を徴収することとされ、その額は約八億円となっております。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 国保世帯の中には子育て中の方々もいるわけですが、子育て中の国保世帯の子ども・子育て支援金の扱いはどうなるのでしょうか。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 子ども・子育て支援金制度は、全世代、全経済主体が子供や子育て世帯を支える仕組みとなっています。このため、子育て世帯から子ども・子育て支援金を拠出いただくこととなっています。

なお、国保における子ども・子育て支援金については、低所得者に対する応益分の軽減措置や未就学児に係る均等割額の軽減措置が講じられ、さらには子供がいる世帯の負担軽減のため、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前の高校生年代までの子供に係る均等割額が全額軽減されることとなっています。

○夏堀委員長 安藤委員。

○安藤委員 子ども・子育て支援金については、実質的な国民負担増であり、少子化対策の財源として到底認められません。政府は社会保障費の削減で財源を捻出する手法に対し、国の責任を後退させ、社会保障費削減で得た財源を大軍拡の原資にするものだとすることも指摘させていたいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○夏堀委員長 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時再開

○菊池副委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

伊吹信一委員の発言を許可いたします。——伊吹委員。

○伊吹委員 公明党の伊吹信一です。順次質問をさせていただきます。

議案第一号「令和八年度青森県一般会計予算案」について、歳出二款二項六目「DX推進費」、データ連携基盤整備・活用推進事業の取組等についてであります。

DX推進課所管分でございますが、県、市町村のデータ連携基盤と除排雪サービス機能の構築として七億九千九百六十一万六千円が計上されております。このうち、道路除排雪情報一元化サービスのこれまでの検討状況について伺いたいと思います。

○菊池副委員長 総合政策部長。

○後村総合政策部長 県では、昨年六月から今月にかけて、市町村の道路管理担当者と共に、道路除排雪情報一元化サービスの具体的内容などを検討するための会議を計十回開催しました。

会議では、道路除排雪情報一元化サービスにより、県民に提供する情報の種類、除排雪情報のウェブ上の地図への表示設定、県民へのプッシュ通知の回数や時間帯などを検討し、令和八年度構築予定のサービスの仕様案を取りまとめました。

この仕様案では、県、市町村共通で公開する情報として、除雪作業の実績、排雪作業の予定と実績を位置づけ、除雪作業の予定については、情報の公開が可能な団体から順次、情報一元化マップに反映していきたいと考えています。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 この県の取組の中で、この冬に実施しました道路除排雪情報一元化モニター調査のアンケート結果について伺いたいと思います。

○菊池副委員長 総合政策部長。

○後村総合政策部長 県では、今年一月から二月にかけて、県民モニターを対象に、黒石市と和田市の一部エリアにおける除排雪作業情報をウェブ上の道路除排雪情報一元化マップで公開し、マップの見やすさや内容の充実度などについてアンケート調査を行いました。

その結果、回答者の七割以上が情報一元化マップが冬の日常生活に役立つと答えるとともに、半数以上がマップの見やすさと使いやすさを好意的に評価しています。一方で、三分の二の回答者がマップに役立つ情報として、除雪作業の出動指令や開始予定の情報を挙げています。

県としては、こうした御意見をしっかりと受け止め、今後のサービス実装に生かしていきたいと考えています。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 今冬の豪雪は、県内ほぼ全域にわたって大変御苦労されたわけですが、中でも青森市をはじめとする住民への情報発信が課題となった地域においても、道路除排雪情報の一元化を進めていくべきと考えますが、県はどのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○菊池副委員長 総合政策部長。

○後村総合政策部長 県では、可能な限り多くの市町村と連携して、県民が必要とする道路除排雪情報をワンストップで提供する仕組みを構築することにより、雪による日常生活への影響や不安の軽減につながる効果的な情報発信になるものと考えています。

このため、道路除排雪情報一元化マップの令和八年冬の稼働に向けては、既に除排雪機械にGPSを導入済み、または導入を検討している市町村などとの連携を進めながら取り組んでいくこととしています。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 道路除排雪をはじめとする様々な分野の行政情報をワンストップで県民が見られるようにすべきと考えますが、県はどのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○菊池副委員長 小谷副知事。

○小谷副知事 本事業により実装する道路除排雪情報一元化マップは、位置情報を持つデータを地図上に重ね合わせ、管理、加工、視覚化、

分析等ができる機能を持つ地理情報システム、GISを活用し、除排雪情報を見える化するものであります。

現在、県や一部の市町村では、GISを利用して道路分野等における情報発信を行っており、様々な主体、分野の情報を一つのGISに集約することで、県民の皆様への質の高い情報提供が可能となるものと考えております。

このため、県では、令和七年度から県と市町村によるGISの共同利用の検討を始めたところであり、今後は、道路、鳥獣被害対策、観光などの幅広い分野での共同利用を想定し、データ連携基盤の構築と一体的にGISの整備を進めてまいりたいと考えております。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 この取組は、県が進める新たな時代に先駆けて挑戦する取組として非常に重要だと考えます。県民参加の暮らしやすい青森県づくりのためにも、鋭意進めていただけるよう要望したいと思っております。歳出八款二項四目「積寒地域道路事業費」、防雪施設等の整備についてであります。

青森市内の主要地方道青森環状野内線の上野地区における冬期視程障害対策について、これまでの取組内容と来年度の実施予定を伺いたいと思います。

○菊池副委員長 県土整備部長。

○新屋県土整備部長 上野地区につきましては、重要物流道路に指定されている区間でありまして、物流車両の往来も多いことから、冬期間の安全性を向上させるため、青森市や地元町内会から冬期間の視程障害対策を求める御要望を受けていたものでございます。

これらを踏まえまして、冬期間の気象調査に基づく有効な対策の検討、調査、設計を進めた結果、防雪柵約九十メートル、自発光型の視線誘導標約二百メートル、合わせて約三百メートルの対策を行うこととし、昨年八月には地元説明会を行いました御理解をいただいたと

ところでございます。

来年度は用地測量に着手する予定でございます。引き続き地元の皆様への御理解をいただきながら、着実に事業を進めてまいります。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 今冬も豪雪により当該路線を通行する大型車両のスタックが度々発生したと上野地区住民から聞き及んでいるところでもございます。ただいま答弁いただいた施設等が整備されることとは別に、当該地区の道路除排雪の徹底をお願いしたい。人身事故につながらないようにするためにも、非常に大事な重要物流道路でもありますので、よろしく願いたいと思います。併せて、防雪施設の早期整備による安全確保につなげていただくようお願いしたいと思います。

歳出八款六項一目「空港管理費」、青森空港長期構想策定事業の取組についてでございます。

四千九百九十七万七千円が計上されております。青森空港が開業以降初めての長期構想の策定と伺っているところであります。本事業の目的について伺いたいと思います。

○菊池副委員長 県土整備部長。

○新屋県土整備部長 現在、青森空港では、繁忙期におきまして、一部時間帯における有料駐車場の混雑、二次交通の不足、空港ビル内における利用客の混雑といった課題があると認識しております。これらの解決に向けた検討を行うとともに、青森空港がより多くの方々にご利用され、県内経済の発展や地域の活性化につながる拠点となるような将来の目指す姿を盛り込んだ青森空港長期構想を策定するものでございます。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 青森空港長期構想策定に向けた検討体制について伺いたいと思います。

○菊池副委員長 県土整備部長。

○新屋県土整備部長 青森空港長期構想の検討体制といたしまして、青森空港ビル株式会社、航空会社などの空港関係者、そして二次交通の関係者、観光産業の関係者、空港分野を含めた幅広い知見をお持ちの学識者などを構成員とした委員会を立ち上げまして検討を進める予定としております。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 先ほど答弁いただきました青森空港の今後の需要も見据えた狭隘化の解消にどう取り組んでいくのかといったことなども含めて、ハード面での今後の長期構想ということも非常に大事かと思っております。今回、予算で職員用の駐車場の経費が上程されておりますけれども、空港利用者及びレンタカー利用者、レンタカー会社の方々の意見なども踏まえた空港の駐車場の在り方等についても鋭意検討を進めていただくと、この場から要望しておきたいと思っております。

歳出八款二項三目「道路新設改良費」、県道今別蟹田線小国峠区間の整備についてであります。

半島循環道路の強靱化の推進として、県は今別蟹田線小国峠区間をはじめとする県内主要幹線道路の整備に取り組んでいくこととしております。

そこで、県道今別蟹田線小国峠区間の道路整備に係る計画概要について伺います。また、来年度の実施予定についても伺いたいと思っております。

○菊池副委員長 県土整備部長。

○新屋県土整備部長 当該区間の道路整備は、一・三キロメートルの現道活用区間と、約四百メートルのトンネルを含む二・四キロメートルのバイパス区間との合わせて三・七キロメートルの計画となっております。全区間の縦断勾配を道路構造令で定める冬期間の安全走行に必要な四%以下とし、当該区間の平坦化を図ることを目的としております。

このうち、現道活用区間につきましては、道路幅員の拡幅や急カーブを解消いたしましたして、完了した箇所から部分供用するなど、先行して整備いたしましたして、整備効果の早期発現を図ることとしております。そして、来年度の実施予定についてでございますけれども、来年度は新規事業化を見込んでおりまして、先行して整備することとしている現道活用区間の路線測量、道路詳細設計などに着手する予定としております。

早期に工事に着手できるように、引き続き今別町及び外ヶ浜町との情報共有も図りながら、着実に事業を進めてまいります。

**○菊池副委員長** 伊吹委員。

**○伊吹委員** 当該区間については、私のほか福士直治議員が度々取り上げられております。また、本委員会で行くと、森内之保留委員、また、山谷委員、当該地域に大変縁故のある議員の方々が多くいらっしゃいます。恐らく各議員とも関心を持って要望されていることと思っておりますので、ぜひ早期の完成に向けて、県を挙げて取組を進めていただくようお願いしたいと思います。

それでは、歳出二款七項一目「防災総務費」、デジタルツール導入運営事業の取組について。

防災危機管理課所管分でございますが、日本視覚障がい情報普及支援協会（JAVIS）が企画、監修している耳で聴くハザードマップ、UniiVoice Blindアプリを本県では二〇二四年四月十六日から利用を開始しているところでございます。昨年十二月十六日には、障がいのある方を支えるICTサポーター情報交換会を開催し、四団体が参加する中、日々、スマホ相談が増加中で、利用者が気軽に電話で相談できる窓口を設けてほしい、耳で聴くハザードマップの設定、使い方を講習する会と組み合わせてもよいなどの御意見も出されたところでございます。

そこで、耳で聴くハザードマップの概要について伺いたいと思いま

す。また、耳で聴くハザードマップをどのように普及していくのかについて伺いたいと思えます。

**○菊池副委員長** 危機管理局長。

**○築田危機管理局長** 初めに、耳で聴くハザードマップの概要についてでございます。

耳で聴くハザードマップは、スマートフォン等で防災に関する情報を音声で聴くことができるサービスで、利用者の現在地、標高、気象情報、洪水、土砂災害、津波などの災害リスク、最寄りの避難所までの道案内などの情報を聴くことができます。

県では、視覚に障がいがある方や小さな文字が見えにくい高齢者の方々が平時から津波や洪水等の災害リスクを認識することで早めの避難につなげていただくため、令和六年四月から県民の皆様がサービスを利用できるようにしております。

次に、耳で聴くハザードマップの普及についてでございますが、県では耳で聴くハザードマップの利用拡大を図るため、県視覚障がい者情報センターを通じて支援が必要な方への周知を行っているほか、県ホームページへの掲載、民放ラジオによる広報、市町村への周知依頼などを行っております。

今後とも様々な機会を捉えて周知を行い、普及を図ってまいります。

**○菊池副委員長** 伊吹委員。

**○伊吹委員** 耳で聴くハザードマップの普及と利活用促進に向けては、関係部局間での情報共有がまず大事かと思えます。防災危機管理課のほうで作成されております広報用のチラシですが、障がいの関係課のほうにお見せしたら、初めて目にしましたといった話などもございました。まず庁内での情報共有を通じて、それぞれの関係課が行っております障がい者をはじめとする、あるいは障がいのある方だけではなく、文字認識がなかなか難しい高齢者をはじめとして、あるいは外国人の方々にも御利用いただけるツールでもございますので、広く利

活用が促進されるよう、庁内での普及に取り組んでいただくようお願いしたいと思えます。

併せて、この普及、利活用促進に向けては、日本視覚障がい情報普及支援協会（JAVIS）が国の事業を活用して講習会等への講師派遣事業を行っているところでございます。こうしたJAVISの講師派遣事業の活用も普及、利活用促進に向けた手だてとして非常に大事ではないかと思えますが、県の見解を伺いたいと思えます。

○菊池副委員長 危機管理局長。

○築田危機管理局長 耳で聴くハザードマップの普及と利活用促進に向けてましては、委員御紹介の事業の活用も含めまして、様々な方法について検討してまいります。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 よろしくお願ひしたいと思います。

歳出四款一項一目「生活習慣病対策費」、脳卒中・心臓病等総合支援事業費補助の内容等についてであります。

千九百六十二万六千円が計上されております。この脳卒中・心臓病等総合支援事業費補助の概要について伺います。

○菊池副委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、県内における脳卒中、心臓病等の循環器病患者を中心とした包括的な支援体制を構築するため、弘前大学医学部附属病院に設置された青森県・弘前大学医学部附属病院脳卒中・心臓病等総合支援センターの運営経費を支援するものです。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 脳卒中・心臓病等総合支援センターの担う役割と来年度の取組内容について伺います。

○菊池副委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 脳卒中・心臓病等総合支援センターに係る国の指針では、地域全体の患者支援体制の充実に向けた望ましい役割

として、一つとして相談支援体制の確保、二つとして関係機関との連携体制構築、三つとして住民向けの分かりやすい広報の実施といった内容が示されています。

令和八年度においても、この指針を踏まえ、一つとして患者や家族等への相談窓口の設置と専門職による相談対応、二つとして関係機関が連携して治療や支援ができるような体制づくりに向けたネットワークミーティングや講演会の開催、三つとして循環器病に関する予防も含めた情報提供及び普及啓発等について、引き続き取り組むこととしています。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 歳出四款一項五目「精神保健福祉費」、高次脳機能障害支援普及事業の取組についてでございます。

四百九十七万二千円が計上されておりますが、本事業の取組内容について伺います。

○菊池副委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 県では、高次脳機能障がい等を有する人の自立と社会参加を推進するため、支援拠点機関として、平成二十一年度に弘前脳卒中・リハビリテーションセンターを、令和元年度にメデイカルコート八戸西病院をそれぞれ指定し、両機関に高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業を委託しているところで

す。具体的取組としては、青森県高次脳機能障害者及びその関連障がいに対する支援検討委員会を開催するとともに、専門的な相談支援、高次脳機能障がいに対する普及啓発、高次脳機能障がい者に対する支援手法に関する研修会の開催などを行っています。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 高次脳機能障がい者の支援を進めていくに当たっては、本県での高次脳機能障がい者数の実態の把握をすべきと考えます。今

現在、実態の把握がされていないということをお聞きしまして、大変驚きました。やっぱり施策として進めていく以上、本県のありようがどうなっているのかという基本的なところから取り組むべきだと考えますが、実態把握についての県の考え方を伺いたいと思います。

○菊池副委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 全国の高次脳機能障がい者数は、厚生労働省が定期的に調査、公表しており、令和四年十二月現在で約二十三人、人口の約〇・二%と推計されており、前回調査の平成二十八年十二月時点の約三十三万人と比較し、約十万人の減少となっています。

県では、本年四月に施行される高次脳機能障害者支援法により、高次脳機能障がい者の実態把握が国の努力義務とされていることから、県独自の实態調査については、実施の必要性も含め、県内の支援拠点機関や県が設置する検討委員会を通じて協議していきたいと考えております。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 高次脳機能障がいの御本人、また、その御家族にとってみれば、相談支援体制の充実というのは不可欠です。今、厚生労働省の患者数の推計値というのは十万人ほど減少しているということですが、これはこういう病態が少なくなっているのではなくて、亡くなっているというところがその減少の大きな一因なのではないかと、私自身はそのように考えます。

レセプトデータの分析、活用を通じ、こうした把握というのは可能なはずですし、また、高次脳機能障がい発生予防の施策に反映していく必要があると考えます。県の見解を伺いたいと思います。

○菊池副委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 県では、レセプトデータの活用の可能性の検討も含めまして、高次脳機能障がいにつながる可能性の高い脳疾患等の疾病の発生及び重症化予防を図るために、先ほど委員から御質問

いただきました脳卒中・心臓病等総合支援センターを活用するなどによりまして、引き続き各種施策を推進していきたいと考えております。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 高次脳機能障がい者及びその御家族の支援を進める上で、県は支援拠点に弘前脳卒中・リハビリテーションセンターとメディカルコート八戸西病院を指定し、業務委託しているところでもございます。

一般質問で夏坂議員からもこの点を取り上げてもらいましたけれども、実は青森地域にこの支援拠点というのはありません。人口が最も多い青森地域で支援を必要とする患者及び御家族というのはいはらずですし、私も日常的にそういう視点で見ますと、年齢に関係なく、若年層から御高齢の方々まで思いのほか多くいらつしやるということを最近、物すごく心にとどめるような場面も多々増えてまいりました。

そういう意味で、青森地域にも支援拠点等が必要と考えますが、県の見解について伺いたいと思います。

○菊池副委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 青森地域での支援拠点機関の整備につきましては、これまでも関係者で構成する検討委員会におきまして設置を望む声があり、県といたしましても医療機関への働きかけを行っているところでございます。引き続き関係者と協議を進めてまいります。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 先ほど取り上げました弘前大学医学部附属病院の脳卒中・心臓病等総合支援センターとの連携をはじめ、また、中核病院との医療の連携分担をどうするのかといったようなことを考えますと、青森での支援拠点というのは非常に大事だと思いますので、早期の実現に一層取り組むようお願いしたいと思います。医療機関も取り組む以上、何かしらのインセンティブというのにも必要なのかもしれないし、そこはよく考え方を整理していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

歳出四款四項二目「医務費」、救急医療提供体制の強化に向けた取組についてであります。

病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業の取組として、千八百五十三万円が計上されております。本事業の目的と内容について伺いたいと思います。

○菊池副委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、二次救急、三次救急を担う高次の救急医療機関が治療により回復した患者を連携する医療機関へ転院搬送を行い、救急医療のための病床を確保する取組等を促進するため、救急医療機関における病院救急車の運転手の確保及び病院救急車への設備整備に対する支援を行うものです。

対象となる医療機関は、運転手の確保については、弘前大学医学部附属病院、弘前総合医療センター、八戸市立市民病院及び県立中央病院の四病院、設備整備につきましては、弘前大学医学部附属病院及び八戸市立市民病院の二病院を予定しております。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 続いて、モバイルICTによる救急医療情報共有体制整備事業の取組についてであります。

本予算案において、モバイルICTによる救急医療情報共有体制整備事業費補助として五千八十五万円が計上されております。

そこで、本事業の内容について伺います。また、モバイルICTの県内医療機関における導入状況及び効果についても併せてお伺いいたします。

○菊池副委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 まず、本事業の内容についてお答えいたします。

モバイルICTによる救急医療情報共有システムは、医療機関や救急隊等が救急搬送等の患者の画像やバイタルデータ等の情報をスマー

トフォンなどで共有するもので、本事業は、救急告示医療機関等に対し、当該システムの導入を支援するものです。

また、令和八年度は、新たにモバイルICTの導入促進と関係者間のさらなる連携強化を図るため、運用ルールの作成や運用報告会の開催等を行うこととしています。

続きまして、導入状況及び効果等についてお答えいたします。

モバイルICTは、令和八年二月末時点で県内十二の医療機関で導入されており、今年度末までには、さらに二病院が導入予定でございます。

モバイルICTの活用により、患者情報を円滑に共有することで、より迅速な応急処置や専門医による遠隔での診療支援が可能となり、患者にとっては治療開始までに必要な時間の短縮、生存率の向上、医療機関にとっては不要な呼出しを避けられるなど、医師の負担軽減も期待されます。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 ドクターヘリ運航事業の取組について伺います。

二〇〇九年三月の運航開始から十七年が経過しました。二〇一二年十月からは二機体制となり、二〇一四年からは青森、岩手、秋田の三県による広域連携も実施されております。八戸市立市民病院では、ドクターヘリとドクターカーの連携で高い救命率を誇るサンダーバード作戦と言われるものが展開されているところでもございます。

本予算に六億九千四百九万四千円が計上されているところでございますが、本事業の内容について伺います。また、令和六年度におけるドクターヘリの運航実績についてもお伺いいたします。

○菊池副委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 まず、本事業の内容についてお答えいたします。

県では、津軽半島及び下北半島を含む広い県土という地理的条件の

下、限られた医療資源を有効に活用し、迅速かつ質の高い救急医療を提供するため、ドクターヘリを二機体制で運用しています。

本事業は、ヘリコプター運航会社に対するドクターヘリの運航に係る委託料のほか、ドクターヘリに搭乗する基地病院の医師及び看護師の人件費及びドクターヘリに搭載する医療機器の購入等の経費を計上しています。

続きまして、令和六年度におけるドクターヘリの運航実績についてお答えいたします。

令和六年度における本県のドクターヘリの出動件数は六百六十四件で、基地病院別の出動件数といたしましては、県立中央病院が三百七件、八戸市立市民病院が三百五十七件となっています。

出動場所につきましては、県内が六百二十二件、県外が四十二件となっており、県内の二次保健医療圏別では、上十三地域が百八十四件、八戸地域が百六十件、青森地域が百二十二件、西北五地域が六十六件、津軽地域が四十七件、下北地域が四十三件となっております。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 このドクターヘリにつきましては、多くの県民の方々の救命率向上に十七年にわたって貢献してきた事業だと思っております。全国的に配備が完了した後、機体の老朽化、パイロットあるいは整備士等の人員確保に困難を生じ、東京都をはじめ、全国各地域において運航の停止あるいは休止に追い込まれている地域も散見されるようになりまして。今、イランで起きている戦争も引き金となって、今後、燃料油の高騰等も懸念されるところでもございます。本予算に計上されている予算で十分と言えるのかどうか、必要に応じて運航会社とも今後、物価高騰の推移等も見据えながら協議していく必要があるのではないかとことも付け加えておきたいと思えます。

歳出四款四項二目「医務費」、へき地オンライン診療支援推進事業及びへき地等地域医療支援対策事業の取組についてであります。

へき地オンライン診療支援推進事業として四千六百五十一万五千円、へき地等地域医療支援対策事業として三千二百万円がそれぞれ計上されております。

そこで、本事業の概要について伺います。

○菊池副委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 へき地オンライン診療支援推進事業は、僻地医療拠点病院の医師が僻地診療所の患者をオンラインで診療するための設備整備に要する経費を支援するとともに、アドバイザーを派遣し、オンライン診療の体制構築から運用方法等について助言等を行うものです。

へき地等地域医療支援対策事業は、ICTを活用した巡回診療等を行う車両の整備など、市町村等が行う僻地等における住民の医療環境の整備に資する取組を支援するものです。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 医療機関あるいは医療資源の偏在が大変厳しい本県医療の実態を考えると、僻地における医療のICTの推進というのは非常に大事だと考えます。県は今後、どのように取り組んでいくのか伺いたいと思えます。

○菊池副委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 県では、僻地等の住民が医療を受ける環境の維持向上のため、僻地診療所におけるオンライン診療や遠隔診療システムの導入、ICTを活用した巡回診療等を行うための車両の整備等の支援に取り組んでいきます。

また、ICT活用を推進するためのセミナーを開催し、好事例の紹介などにより全県への普及を図ってまいります。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 議案第九号「令和八年度青森県鉄道施設事業特別会計予算案」、歳出一款一項一目「鉄道施設管理費」、青森操車場跡地新駅

設置可能性調査事業についてでございます。

千三十六万二千円が提案されております。青森操車場跡地への新駅設置は、都市拠点整備と鉄道の有効活用及び機能充実に向けた取組として、青森市をはじめとする青森圏域の重点事業要望項目として要望されているところでございます。

そこで、本事業の概要について伺います。

○菊池副委員長 交通・地域社会部長。

○船木交通・地域社会部長 本事業は、新駅の需要想定、概略施設整備計画や概算建設費などの技術的検討、採算性の検討等の調査を青森市と連携して実施するものです。

本事業の実施に当たっては、県と青森市がそれぞれ同額を支出して実施することとしております。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 県はこれまで青森市と共に勉強会を重ねてきたと承知しているところでございます。これまでの間、一度、需要調査をしたことはありますが、その後、カクヒログループスパーアリーナの開業もあり、改めて今後の操車場跡地の需要見込みがどうなるのかといったことも、新駅設置に向けた調査概要になろうかと思っております。また、併せて、今触れましたカクヒログループスパーアリーナで大きなイベント、大会等が行われるときには、慢性的な駐車場不足、交通渋滞等が散見されている状況もありまして、公共交通機関、二次交通の充実ということが急がれる。その中で、新駅設置というのは非常に効果があるのではないかと私は考えている一人でもあります。

そこで、青森操車場跡地への新駅整備に係る県の考え方について伺いたいと思います。

○菊池副委員長 奥田副知事。

○奥田副知事 新駅の整備につきましては、安定的な需要確保の見通し、鉄道事業の将来にわたる採算性、技術的な設置可能性等に関する

検証結果や青森操車場跡地の南北を結ぶ通路や駅前広場の整備に関する青森市の意向等を踏まえながら、総合的に検討してまいります。

○菊池副委員長 伊吹委員。

○伊吹委員 今、総合的に検討というお話がございました。統合新病院の建設場所が当初は操車場跡地が想定されていたところ、県立スケート場のところに変更されることとなりました。その際、県の会議における説明等において、操車場跡地への新駅の設置及びそこから二次交通としてのバスのアクセスについても検討する旨、表明されているところでもありますので、そうしたことも含めて総合的に判断していただくよう要望して終わりたいと思います。

今回の予算特別委員会での質疑に当たりまして、準備段階から御協力いただいた皆様に感謝を申し上げます。また、答弁に立っていただいた部長、皆様方にも心から感謝を申し上げます。

以上で終わります。

○菊池副委員長 ここで執行部入替えのため、少々お待ちください。

〔執行部職員入替え〕

〔夏堀委員長、委員長席に着く〕

○夏堀委員長 工藤悠平委員の発言を許可いたします。――工藤委員。

○工藤（悠）委員 自由民主党の工藤悠平でございます。通告に従いまして質問してまいります。

議案第一号「令和八年度青森県一般会計予算案」について、歳出三款一項四目「老人福祉費」、介護事業所スポットワーク活用支援事業の取組等について。

本県の介護現場は、慢性的な人手不足によりまして、現場で働く介護職員の負担は深刻化しております。専門的な知識や技術を持つ有資格者が周辺業務に追われ、本来注力すべき直接的な身体介助やケアに十分な時間を割けない状況は、サービスの質の低下や離職にもつながりかねません。

こうした課題解決に向けまして、専門職がその専門性を十分に発揮できる環境整備が急務と考えますが、まずは本事業の目的について伺います。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 県が令和七年七月から八月に行った介護事業所へのアンケート調査によりますと、介護職員の不足により、職員が兼務で業務が多忙となっている、職員が休暇・休憩が取れないとの回答が多くありました。

そのため、県では、介護現場で多忙となっている有資格の介護職員の負担を軽減するため、清掃や洗濯、ベッドメイクなど無資格でも従事可能な業務を担う補助的職員の雇用を促進する取組として本事業を実施するものでございます。

○夏堀委員長 工藤委員。

○工藤(悠)委員 有資格の方の負担軽減という目的につきましては、まさに現場のニーズに合致したものであると思います。周辺業務を切り出し、外部の力を借りるということで、専門職が本来の仕事に集中できる環境をつくることは、離職防止の観点、また、職場定着の観点からも極めて重要であります。

そこで、次に、短時間かつ柔軟な働き方を可能にするスポットワークの仕組みを本県としてどう支援していくのか、本事業の取組内容について伺います。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、介護事業所が無資格でも従事可能な業務を担う補助的職員を雇用するに当たり、スポットワークを提供する事業者を活用して雇用した場合に負担する手数料を県が支援するものです。

県としては、短時間でも実際に介護の現場で働くことで介護の業務に興味を持つ方が増えれば、新たな介護人材の参入につながるものと

考えています。

○夏堀委員長 工藤委員。

○工藤(悠)委員 スポットワークという柔軟な雇用形態を県が財政的に支援するというところで、介護現場の業務負担軽減を強力に後押ししていくという姿勢を確認いたしました。必要なときに必要な人数を確保するということは、小規模な事業者ほど困難を伴います。専門性を要する現場でありますので、スポットワーカーの方がスムーズに受け入れられるよう、事業所側もマニュアルの整備であったり、また、活用のノウハウが必要となってくるわけですが、今後、そのようなマニュアルも共有できるような体制も必要になってくるかと思われまます。

先日の質疑において、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業において、新たに地域の体制づくりが拡充されたということで、地域を挙げて介護を支えていくという視点が今注目されているわけですが、今回、今回の取組も、これまで介護業界に縁がなかった地域住民であったり、若者、高齢者などが短時間なら手伝えると手を挙げるきっかけとなりまして、将来的な介護人材の裾野の拡大につながることを期待しております。誰もが安心して介護を受けられる社会の実現に向けて、本事業がその一助となるよう、着実な遂行を望み、こちらの質問を終わらせていただきます。

次に、歳出三款二項一目「児童福祉総務費」、保育士修学資金等貸付事業の取組等についてであります。

本県において安心して子供を産み育てられる環境を整備するためには、質の高い保育サービスの安定的な提供が不可欠であります。しかし、現場では保育士不足が慢性化しており、人材の確保、養成は最優先で取り組むべき課題であります。特に昨今の物価高騰により、学生の生活環境の厳しさも増しております。将来の保育を担う学生たちが経済的な不安なく学業に専念し、本県での就業を志すきっかけとして、

貸付制度の果たす役割は極めて大きいと考えますが、まずは本事業の概要について伺います。

○夏堀委員長 こども家庭部長。

○若松こども家庭部長 保育士修学資金等貸付事業は、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得を目指す学生に対して修学資金等を貸し付けることにより、保育人材の養成及び確保を図ることを目的として実施しております。

貸付額は、学費相当の基本額が月額五万円以内、入学準備金及び就職準備金がそれぞれ二十万円以内などとなっております。養成施設を卒業後一年以内に保育士登録を行い、保育士として青森県内で三年間従事すると返還が全額免除されます。

○夏堀委員長 工藤委員。

○工藤（悠）委員 県内での従事によりまして返還が全額免除されるという仕組みは、県内定着を促す上で非常に強力な動機づけになる一方で、少子化の影響によりまして、養成施設への入学者自体が減少傾向にある中、この制度が実際にどの程度活用されており、また、潜在的な保育士予備軍に対してどのようにアプローチしていくかが重要であると考えます。

そこで、直近の実施状況について伺うとともに、今後どのように事業に取り組んでいくのかも伺います。

○夏堀委員長 奥田副知事。

○奥田副知事 令和六年度に保育士修学資金を新たに貸付けた実績は、基本額が五十八人、約三千九百四十五万円、入学準備金が十八人、約百二十三万円、就職準備金が二十一人、四百二十万円となっております。

本事業につきましては、保育人材の養成及び県内勤務に効果的な事業でありますことから、県といたしましては、より多くの学生に貸付を利用していただき、県内の保育士が増加するよう、引き続き取り組み

んでまいります。

○夏堀委員長 工藤委員。

○工藤（悠）委員 こちらの実績を答弁いただきました。せっかく本制度を利用して就職しても、現場の労働環境が苛酷であれば早期離職につながりまして、継続勤務という免除要件を満たせなくなり、人材の確保、定着という本来の目的は達成できないわけでありまして。県におかれましては、この貸付事業を入り口としつつ、ICT導入による事務負担の軽減であったり、また、メンタルヘルスクアの充実など、若手保育士が孤立せずに働き続けられる総合的な働き方改革の支援もセットで進めていただくよう要望いたします。青森県で保育士になりたい、働き続けたいと学生や現役世代が思えるような強力なバックアップを期待し、こちらの質問を終わらせていただきます。

続きまして、歳出四款一項四目「母子保健対策費」、プレコンセプションケア推進事業の取組等についてであります。先日、高畑委員からも質問がありましたけれども、私からも質問をさせていただきます。近年、このプレコンセプションケアの重要性が全国的に高まっておりますが、本県においても、母子の健康を守り、健やかな出産、育児を支える土壌を築くことは、少子化対策や健康寿命の延伸においても重要な視点かと考えます。

そこで、まずは本事業の実施に至った考え方について伺います。

○夏堀委員長 こども家庭部長。

○若松こども家庭部長 妊娠、出産に関する本県の現状として、一つとして、妊娠前の生活習慣も含めた複合的な健康課題や出産年齢上昇に伴う産科的リスクの増加が懸念されていること、二つとして、県の相談窓口、にんしんSOS青森には、十代女性からの相談が最も多く、また、妊娠の不安や予期せぬ妊娠に関する内容が多く寄せられていることなどが挙げられます。

このため、県としては、性と健康について、自分ごととして捉え、

妊娠、出産を含めた多様な将来を主体的に選択する健康行動が取れるよう、プレコンセプションケアの普及が必要と考え、本事業を実施することとしたものです。

○夏堀委員長 工藤委員。

○工藤(悠)委員 国においても推進計画が策定されていることと、若年層における知識不足であったり、また、生活習慣の課題に対し、妊娠後の支援だけではなく、これまで光が当てられなかった妊娠前からのケアに踏み込む必要性ということを理解いたしました。特に十代からの相談増という現実ですけれども、教育であったり、保健が連携した早期のアプローチが不可欠であると思われれます。

そこで、二点目として、本事業の取組内容について伺います。

○夏堀委員長 こども家庭部長。

○若松こども家庭部長 本事業では、一つとして、青森県版プレコンセプションケア推進計画を策定するため、医師、助産師、保健師、学校関係者等で組織する検討委員会の設置、運営、二つとして、性と健康の正しい知識の普及と情報発信を行うため、総合ポータルサイトの開設や若年者向けのポスター、リーフレットといった啓発資料の作成、配布、三つとして、プレコンセプションケアの普及に係る人材の育成として、大学生や社会人を対象としたセミナー等の開催、四つとして、SNSを活用した二十四時間、三百六十五日対応できる若年層向けのオンライン相談窓口の開設の四つの取組を行うこととしております。

○夏堀委員長 工藤委員。

○工藤(悠)委員 推進計画の策定からSNS相談まで多角的な取組をされるということでありました。若年層の正しい知識不足というのは、情報が少ないというよりも、ネット上であらゆる情報がある中で、そういった情報過多によります情報リテラシーの観点の課題のほうが大きいのではないかと思います。そういった中で、特にSNS相談というのは、相談をためらう若者にとっては大きな救いになるはずであ

ります。

また、普及を図る人材の育成ということもございました。こうした新しい概念を地域に浸透させるためには、身近な場所で助言ができる人材の存在が鍵になるかと思えます。

国においても、現在、サポーターの養成が始まっているとのことでありますが、こちらのプレコンサポーター養成講座の内容と活用方法について、三点目に伺わせていただきます。

○夏堀委員長 こども家庭部長。

○若松こども家庭部長 プレコンサポーターについて、国では、プレコンセプションケアを推進することを目的とし、自治体、企業、教育機関等において、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す人材と定義しており、二〇三〇年五月までに全国で五万人以上の養成を目指しております。

国のプレコンサポーター養成講座は、誰でも受講でき、eラーニング形式による約五時間の基礎編の受講後、テストに合格すると修了証が発行されます。

プレコンサポーターの活用方法として、国では、プレコンセプションケアに関するセミナーや研修等の企画、実施や情報提供、専門職による個別相談の実施等を想定しております。

○夏堀委員長 工藤委員。

○工藤(悠)委員 そのようなサポーター養成講座をはじめといたしまして、デジタルと対面の双方からプレコンセプションケアを推進していくという姿勢を確認できました。妊娠前からのケアという概念はまだまだ一般に浸透しているとは言えません。ですので、ぜひ養成されますサポーターの皆さんがしっかりとその活躍がなされますよう、ポータルサイトなどと連動しながら、その存在を県民の皆さんに知っていただけのようなアプローチも同時に行っていたらいいと思います。本事業を通して、低出生体重児の減少や若年層の予期せぬ妊

娠の防止といった具体的な成果につながりますよう、保健、医療、そして教育が一体となった息の長い取組を求めまして、こちらの質問を終わらせていただきます。

次に、歳出四款四項二目「医務費」、総合的な診療能力を持つ医師養成推進事業の取組についてであります。こちらにも、先日、斎藤委員から御質問がありました。私も質問させていただきます。

人口減少、高齢化が加速する本県の地域医療を維持していくためには、特定の専門分野だけでなく、患者の疾患や生活上の課題を丸ごと診ることができる総合的な診療能力を持つ医師の存在が不可欠であります。

総合診療医であります。地域包括ケアにおいても中心的な役割を担えるため、確保が必要であります。現場では幅広い診療能力が求められる一方で、専門医に比べて将来のキャリアの見通しが立てにくい、また、研究、教育ポストに限られるという問題があります。若手医師にとっては飛び込むインセンティブが弱いのが実情というような話も聞こえてきております。

県としても、今回の予算案に養成事業を打ち出しましたけれども、まずは本事業を実施するに至った考え方について伺います。

○夏堀委員長 小谷副知事。

○小谷副知事 医療の高度・専門化により、臓器別、疾患別専門医の育成が進む一方で、急速な高齢化に対応し、患者個人の複数疾患や生活上の課題を総合的に診ることができ、地域包括ケアにおいても中心的な役割を担える総合的な診療能力を持つ医師の確保が求められております。

そこで、県では、令和七年九月の県、弘前大学、県立中央病院の三者による医師派遣・配置調整会議での協議を踏まえ、弘前大学が開設準備を進めている地域総合診療センターと連動し、若手医師の健全なキャリア形成を支援するため、総合的な診療能力のマイノリティを持った

医師の養成を図ることとしたものであります。

○夏堀委員長 工藤委員。

○工藤（悠）委員 専門医養成が進む一方で、総合的な診療能力を持つ医師を確保するため、大学が開設準備を進めているセンターと連動して若手医師のキャリア形成を支援するというところであります。大学と連動する仕組みということは重要であります。より実効性を持たすためには、これまでの医師派遣体制が抱えている構造的な問題を直視していかなくてはなりません。

例えば、大学医局からの短期派遣で半年周期で主治医が替わる現状は、患者側にとりましても安心できないという側面もあるようであります。ぜひとも、病院側のニーズと一致しながら、若手医師のキャリア形成と持続的な地域医療体制の双方がうまくいきますよう、構造的な仕組みづくりが必要と考えます。

そこで、養成した医師をどう定着させ、医師不足地域へつなげていくのか、本事業の取組内容について伺います。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業では、まず、地域で医師を目指す高校生と医学生を対象に、地域での診察の模擬体験、地域で働く医師との交流及びグループワーク等を中心とする宿泊型の体験学習を行うスタディーツアーを実施します。

また、若手医師が総合的な診療能力を地域で学べる環境整備のため、指導する立場の医師に対し、総合診療医養成に係る特任指導医資格の取得経費を支援するほか、県外医師を招聘し、総合診療医の養成体制の充実を図ってまいります。

○夏堀委員長 工藤委員。

○工藤（悠）委員 総合診療医であります。多疾患併存、また、高齢者医療、在宅医療、地域包括ケアなどで重要な分野であります。これまで専門医中心の医療文化が強いことであったり、病院の診療科

構造の中では役割が曖昧になりやすく、まだまだ地域や医療機関での受入れ体制も十分ではないという現状もあります。

専門志向の強さ、それから家族、生活環境の問題などから医師の地方への長期定着が難しい傾向にある中で、しっかりとキャリア形成支援を行った結果、しかしながら、都市部へ流出してしまつては本末転倒であります。

そうならないためにも、答弁にございましたように、高校生のうちからスタディーツアーで体験学習するということで、総合診療医に魅力を持つてもらふこととともに、しっかりと地域愛の醸成も図っていただきたいと思つております。ぜひとも、青森県の子供たちが将来、この地域での総合診療医という仕事に使命感を抱くことができ、それが結果として医療体制の確保にもつながるよう取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

次に、歳出四款四項二目「医務費」、医療・薬局・かかりつけ医療機能報告推進事業の取組等について伺います。

県内では、診療所の医師の高齢化や閉院が進んでおりまして、今後かかりつけ医を担う医師が不足する可能性が懸念されております。住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近な医療機関の機能維持と適切な情報提供が不可欠であると考えますが、まずは本事業の概要について伺います。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、医療機能情報・薬局機能情報提供制度及びかかりつけ医療機能報告制度の効果的な実施に向け、令和八年度から新たに取組むものです。

具体的には、一つとして、かかりつけ医療機能の確保に向けた協議の場の開催、二つとして、地域の医療、介護関係者との調整や県への助言等を行うかかりつけ医療機能推進コーディネーターの設置、三つとして、医療機関からの報告率向上や事務負担軽減を目的とした報告業務

に係る業務委託などを行うこととしています。

○夏堀委員長 工藤委員。

○工藤(悠)委員 業務委託によりまして事務の効率化を図りつつ、正確なデータ収集と協議の場の設置を進めるという方針、理解いたしました。

一方で、報告の精度を上げることはあくまで手段でありまして、重要なのは、そこで浮き彫りになった地域の医療課題に対して、県がどう具体策を講じ、実効性のあるかかりつけ医療機能を維持していくかにあると考えます。

そこで、今後のデータの活用や地域ごとの医療資源の偏在を踏まえ、かかりつけ医療機能の確保に向けて、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 県では、地域で必要とされるかかりつけ医療機能の充実、強化に向け、令和八年度から地域の医療関係者や市町村等による協議の場を設置することとしています。

協議に当たっては、市町村が実施している在宅医療・介護連携推進事業の取組状況や、地域におけるキーパーソン等についてヒアリングを実施するとともに、医療機関からの報告データなどを集計、分析し、地域における課題の情報共有や具体的な対応策について検討を行うこととしていきます。

また、かかりつけ医療機能推進コーディネーターによる地域の医療、介護関係者との調整等の支援により、関係機関による取組を推進していきます。

○夏堀委員長 工藤委員。

○工藤(悠)委員 地域医療の実態を精査しまして、関係機関との連携を強化しながら取組を遂行していくこととございました。しかしながら、医師の高齢化や減少は待ったなしの状況であります。得

られたデータを速やかに地域医療構想、また、医師確保対策へ反映させ、現場の医療機関がかりつけ医としての役割を継続しやすい環境整備を要望いたします。

特に在宅医療や医療、介護の連携については、市町村ごとに抱える課題も多様であります。県におかれましては、地域の実情に即したきめ細やかな調整役を期待いたしますとともに、将来にわたって県民が適切な医療を受けられる体制の維持に全力を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

それでは、次に、歳出四款四項三目「薬務費」、薬剤師確保対策事業の内容についてであります。

本県におきましては、全国的に見ましても薬剤師不足も深刻でありまして、特に地域偏在や病院薬剤師の不足は、チーム医療の推進や適切な薬物療法の提供に大きな支障を来しております。将来にわたって安定的な医療提供体制を維持するためには、多角的なアプローチが必要不可欠であると考えますが、まずは本事業がどのような戦略の下で実施されているのか、本事業の概要について伺います。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、県内の薬剤師不足の解消を目指して、県内の中高生が薬剤師を志望し、県内に就職するまでの各段階にアプローチした取組を関係団体、薬系大学及び医療機関と連携して実施するものです。

具体的には、一つとして県内中高生の薬学部進学者数増加を目的とした薬剤師体験授業、二つとして薬学部生のUIJターン促進による県内就職者数増加を目的とした進路相談会、三つとして県内の病院への薬剤師の就業及び定着を図ることを目的とした病院薬剤師奨学金返還支援事業の三つの取組を行うものです。

○夏堀委員長 工藤委員。

○工藤（悠）委員 若年層への啓発活動から、また、UIJターン者

向けの進路相談、そして奨学金返還支援制度と、呼び込み、そして定着させる多角的なアプローチが行われているということでもあります。

特に前段でも申し上げましたが、病院薬剤師については、高度化する医療への対応や夜間・休日対応など業務負担も大きく、民間の薬局等へ流出する懸念もあることから、経済的なインセンティブを含めた定着支援が求められるところであります。

そこで、二点目として、病院薬剤師奨学金返還支援事業費補助の概要について伺います。

○夏堀委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、県内で特に不足している病院薬剤師の確保、定着を図るため、新たに就職する薬剤師に対する奨学金返還支援制度を有する病院を対象に、その支援額の一部を補助するものです。

具体的には、奨学金の返済残額を上限として、病院が支援した額の二分の一または月五万円を最大六年間、合計三百六十万円まで補助することとしています。

○夏堀委員長 工藤委員。

○工藤（悠）委員 六年間で合計三百六十万円という手厚い支援をするということでありまして、しっかりとこれが病院薬剤師の確保、定着につながっていただきたいところでございます。

また、県外の薬学部であったり就職説明会において、例えば本県のオンライン診療の先進的な取組などを積極的に発信して、制度の利用率を高めるためのプロモーションにも全力を尽くしていただきたいと考えます。

また、今回は、より薬剤師不足が深刻な病院薬剤師に焦点を当てておりますが、地域のかかりつけ薬局もまた在宅をはじめとした地域医療を支える重要な拠点であります。医療の安全と地域での安心を守る薬剤師が誇りを持って青森県で働き続けられるよう、本事業を基軸と

した実効性のある確保対策を多面的に展開していただくことを求め、こちらの質問を終わらせていただきます。

最後に、歳出十款一項五目「教育指導費」、青森県立高等学校入学者選抜研究協議会設置事業の取組について伺います。

本年度も無事、入試のほうが終わったところではありますが、まずは一点目として、入学者選抜研究協議会を設置することとした経緯について伺います。

○夏堀委員長 教育長。

○風張教育長 現在の県立高等学校入学者選抜制度は、平成二十四年度に設置した入学者選抜研究協議会において、それまで実施していた前期、後期二回の入学者選抜に伴う受検生の心理的負担や選抜日程の長期化などの課題について協議していただき、その結果を踏まえ、平成二十七年入試から受検機会を一本化して実施しています。

現行制度については、おおむね安定的に実施されておりますが、十二年が経過し、学校教育を取り巻く状況が大きく変化していることから、現行制度の成果と課題について検証し、今後、子供たちに求められる資質、能力を適切に見取る入試制度の在り方について協議するため、入学者選抜研究協議会を設置することとしました。

○夏堀委員長 工藤委員。

○工藤（悠）委員 平成二十四年の協議会で、前期、後期で分けられていた入試の統合を決めて、平成二十七年より実施しているということとでありました。この前期、後期の統合は、今や全国的にも実施されているところではありますが、当時はまだ先進的な取組であったのではないのかなと感じております。時間が経過いたしましたので、改めて時代に即した入試制度を鑑みる意味合いもあるのかと思っておりますが、特にこの十年、GIGAスクール構想による一人一台端末の普及であったり、不登校児童生徒の増加、さらには多様な背景を持つ生徒への配慮など、教育現場は劇的な変容を遂げております。

そこで、次に入学者選抜研究協議会ではどのように検討を進めていくのか伺います。

○夏堀委員長 教育長。

○風張教育長 来年度設置する入学者選抜研究協議会では、学校関係者や有識者、保護者の代表などを委員として、現行制度の成果や課題等を調査、分析の上、望ましい入学者選抜制度の在り方について、十分な協議を経て報告していただくこととしています。

県教育委員会では、提出された報告書を尊重しつつ、改善案を提示し、パブリックコメントや県内説明会を実施するなど、広く県民の御意見を伺った上で成案をまとめていきたいと考えています。

なお、新たな入学者選抜制度を導入する際は、受検生や保護者、学校関係者に理解していただいた上で、受検生が安心して入試に臨めるよう取り組んでいきます。

○夏堀委員長 工藤委員。

○工藤（悠）委員 答弁によりまして、今後の検討体制、それからプロセスについても確認できました。

入試制度の変更は、現在の中学生のみならず、今後、将来の受検生や保護者にとっても極めて関心の高い、人生を左右しかねない重大な事項であります。事務的な効率化にとどまらず、例えば全国的にはC・B・Tの導入といった動向もある中、これからの時代を生き抜く子供たちの資質、能力を多角的に評価できる制度となりますよう、現場の声を反映した柔軟かつ慎重な議論を求めます。

また、答弁でも触れていただきましたが、制度の変更が生じる場合には、受検生が混乱することのないよう、早期の情報提供と十分な周知期間を確保することを要望しまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○夏堀委員長 以上をもって本日の質疑を終わります。

明日は、午前十一時から委員会を開き、質疑を継続いたします。

なお、質疑終了後、直ちに議案の採決をいたします。  
これをもって本日の委員会を終わります。  
午後二時二十九分散会

---